

## 第 18 期船橋市男女共同参画推進委員会第 6 回会議録

1. 開催日 令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 2 時 00 分から
2. 開催場所 市役所 9 階 第 1 会議室
3. 出席者 13 名（欠席 1 名）
4. 傍聴者 6 名
5. 議題
  - (1)（国）第 6 次男女共同参画基本計画および（県）第 6 次千葉県男女共同参画計画について
  - (2) 男女共同参画推進委員会提言書に関する取り組み状況について
  - (3) 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート結果について
  - (4) 第 5 次船橋市男女共同参画計画について
  - (5) 男女共同参画に関する条例の検討に係る意見について

### 〈事務局〉

それでは、ただ今より第 6 回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。  
この会議は、船橋市情報公開条例第 26 条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。  
傍聴希望者がおりますので、会場へご案内いたします。

傍聴者の皆様は、受付の際にお渡しした「傍聴人の守るべきこと」の内容に従って傍聴いただくようお願いいたします。

では、配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

事前送付資料として

- 資料 1-1 第 6 次千葉県男女共同参画計画（原案）
- 資料 1-2 第 6 次千葉県男女共同参画計画（原案）概要
- 資料 2-1 男女共同参画推進委員会提言書に関する取り組み状況について（令和 7 年 12 月時点）
- 資料 3-1 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート報告書（冊子）
- 資料 3-2 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート報告書【概要版】
- 資料 4-1 男女共同参画に関する条例の検討に係る意見について

次に、当日配布資料として

- 資料 2-2 男女共同参画推進委員会提言書に係る取り組み状況及び今後の方針委員からの事前質問及び回答
- 資料 3-3 令和 7 年度男女共同参画市民アンケート 従業員規模別クロス集計結果
- 資料 4-2 男女共同参画に関する条例の検討に係る各委員意見
- 資料 5-1 第 4 次船橋市男女共同参画計画の指標の推移

資料 5-2 第 5 次船橋市男女共同参画計画の体系案  
資料 5-3 第 5 次船橋市男女共同参画計画の事業一覧案  
第 5 次船橋市男女共同参画計画の体系案及び事業一覧案への意見書

不足等ございませんでしょうか。  
よろしければ、以上で配布資料の確認を終わります。

次にマイク的使用方法についてご説明いたします。

ご発言いただく際は、マイク前方にございます四角のボタンを押していただき、ランプが赤になっているかご確認のうえ、お話ください。

なお、終了されましたら、再度ボタンを押していただき、ランプが消えているかご確認いただきますようお願いいたします。

では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第 5 条に基づき会長の泉様をお願いいたします。

それでは泉会長お願いいたします。

〈泉会長〉

それでは、次第に沿って、会議を進めていきたいと思えます。

まず議題 (1) 「(国) 第 6 次男女共同参画基本計画および (県) 第 6 次千葉県男女共同参画計画について」事務局から説明があります。事務局よろしく願います。

〈事務局〉

事務局です。

まず、国の第 6 次男女共同参画基本計画についてです。

当初の予定では令和 7 年 12 月に閣議決定される見込みでしたが、現時点でも閣議決定はされていない状況でございます。国から都道府県や市区町村に通知等が来ていることもありません。

今後、新たに通知や閣議決定があった場合は、別途ご報告させていただきます。

国の計画策定状況については以上です。

次に、千葉県の第 6 次男女共同参画計画についてです。

昨年 12 月に県から計画原案が示されました。資料は 1-1 の本編と 1-2 の概要になります。説明は資料 1-2 の概要を利用いたします。

千葉県計画については、前回の委員会で骨子案の説明をさせていただきました。骨子案から変更はなく、今回の原案では資料右側の第 3 章「事業計画」の部分が新たに示されました。ページ中央の「目指す姿」「基本目標」「施策項目」「施策の基本的な方向」にあわせて実施予定の施策の内容が記載されております。

次に、2 枚目をご覧ください。

ページ右側の「評価指標」で施策項目ごとに評価指標を設定すること、全 27 指標を毎年

評価することなどが示されております。

細かな施策ごとの指標は資料 1-1 の中で記載されていますが、例として「県の審議会等における女性委員割合が令和 12 年度 40.0%」などがあります。

県では、本原案にてパブリックコメントを実施してまいりました。その結果はまだ示されておきませんが、パブリックコメントを経て今月中に計画策定の予定となっております。

なお、国の基本計画の閣議決定が不明な状況ではありますが、千葉県では予定通り今月中に計画策定の予定となっております。

千葉県の計画策定状況については以上です。

事務局からの説明は以上です。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（1）について説明がありましたが、何かご質問等はございませうか。

ないようなので以上で議題（1）の議事を終わります。

次に、議題（2）「男女共同参画推進委員会提言書に関する取り組み状況について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願ひします。

〈事務局〉

第 17 期の推進委員会からいただいた提言及び、その提言に対する取り組み状況について、ご報告させていただきます。

資料 2-1 をご覧ください。

提言書及びその提言に対する取り組み状況でございます。

初めての委員もいらっしゃるもので提言書について簡単にご説明します。

提言書とは、各期の最後に委員の皆様から市長に対していただく男女共同参画に関する提言を取りまとめたものになります。これらの提言は、次期計画の策定の際、方向性や課題の検討に生かしていきたいと思ひます。なお、今期につきましては、第 5 次男女共同参画推進計画を策定する期であり、その中で皆様のご意見を頂戴しますので、提言書は作成いたしません。

提言書に対する取り組みの報告は、全部で 2 回させていただきます。

1 回目は、提言書をいただいた後ということで令和 6 年 6 月に各課に照会し、推進委員会で報告させていただきました。

2 回目は、第 5 次男女共同参画計画策定の参考にもするため、令和 7 年 12 月に各課に照会し、今回の推進委員会で報告させていただきました。

資料 2-2 をご覧ください。

事前に各委員からご提出いただきましたご質問に関して、各課の回答をまとめたものです。

それぞれ、簡単に説明させていただきます。

質問番号 1、提言番号 2 の取り組みのうち、社会保険労務士会と連携して男女共同参画の推進に資するセミナーについてのご質問です。

回答としては、社会保険労務士会船橋支部の協力によるセミナーの他、包括連携協定を締結した企業と連携し事業者向けセミナーに取り組んでおり、ご質問にあるような男女ともに仕事と家事・育児の両立ができる男女共同参画社会の実現に密接に係る事項をテーマとしたセミナーも開催している。としています。

質問番号 2、提言番号 2 の取り組みのうち、社労士会船橋支部協力の各種セミナーを、令和 8 年度は開催する予定と、社会保険の 130 万円他「年収の壁」の最新情報を、事業所や女性の就労者に知っていただくことは、極めて重要とのご質問、ご意見です。

回答としては、令和 8 年度に市と社労士会によるセミナー開催の予定はありません。市の外郭団体である公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターにおいて、例年社労士会船橋支部によるセミナーを実施しておりますので、いただいたご意見を財団に共有し、当該セミナーにおいて社会保険制度における最新情報等についてもテーマとして取り扱うか検討いただきます。としています。

質問番号 3、提言番号 4 の取り組みのうち、地域防災リーダー養成講座について、自治体への女性の参加を促進することと、女性の参加率を報告していただきたいとのご要望です。

回答としては、地域防災リーダー養成講座等では、男女に関係なく、広く女性の参画についても理解していただくことが重要であるという観点から、講座の申し込み受付時に性別の聞き取りや女性の参加率の集計は行っておりませんが、より多くの女性にご参加いただくため、今後の講座運営に活かすべく検討いたします。としています。

質問番号 4、提言番号 6 の取り組みのうち、保育所の入園等の電子申請の件数、入園者の全体の何%くらいなのか、給与処遇改善に対する補助金で処遇の何がどの位、向上・改善されているのかを具体的に教えていただきたいとのご質問です。

回答としては、記載のとおり件数や金額となっております。

質問番号 5、提言番号 7 の取り組みのうち、男女共同参画に向けた事業の周知度を上げるためにどのようなことを考えていますかとのご質問です。

回答としては、ご指摘のとおり、令和 7 年度男女共同参画市民アンケート結果にて、男女共同参画センターや男女共同参画に関する市の取り組みに対する認知度についての設問では、市民の認知度が 10%から 20%前後と低い状況であることがわかり、特に力を入れて取り組むべき課題であると認識しております。

推進拠点の男女共同参画センターについては、より多くの市民にとって身近で利用しやすい施設となるよう、男女共同参画に係る情報資料や図書の貸し出し、相談業務、交流の場の

提供、講座等の企画の実施など、男女共同参画センターの充実について今後検討するとともに、リーフレットの配布や情報誌やホームページでの周知に努めたいと考えております。

男女共同参画に関する講座をはじめとした事業については、事業の目的やターゲットを定め、より多くの方が興味を持っていただけるような企画や日程、周知先を考慮するとともに、広報紙やホームページ掲載、情報メールや SNS での発信、市イベントでのチラシ配布等に取り組むとともに、新たにデジタルサイネージの活用を検討したいと考えております。

SNS 発信での工夫については、発信の頻度やタイミングを考慮すること、文字情報だけではなく画像などの視覚的な情報を活用することなどを検討したいと考えております。ご提案いただいた、検索されやすい言葉を選ぶことについては、研究してみたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（2）について説明がありましたが、何かご質問等はございますか。

無いようなので以上で議題（2）の議事を終わります。

次に、議題（3）「令和7年度男女共同参画市民アンケート結果について」事務局から説明があります。事務局よろしくお願いします。

〈事務局〉

令和7年度男女共同参画市民アンケート結果ができましたのでご報告させていただきます。

資料3-1の報告書本編と3-2の概要版については、委員の皆様には事前に送付させていただきましたので、説明は簡略にしたいと思います。

まず、本アンケート実施にあたり、設問項目設定の際は、本委員会の皆様にもご意見をいただきました。誠にありがとうございました。

資料3-2の概要版の3ページをご覧ください。

3ページの下を表をご覧ください。

男女の役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方について、国及び県の調査結果との比較では、「そう思わない（計）」と思う人が、船橋市では令和2年度は70.6%で令和7年度には72.9%になりました。前回調査結果と比較して向上している結果でした。国の調査では令和4年11月は64.3%で令和6年9月は64.8%、県の調査では令和元年度41.4%で令和6年度47.3%でした。ただし、県の調査では回答選択肢に「どちらともいえない」がありますので、参考値となります。

また、アンケート本編の最後に自由記述でいただいたご意見を載せておりますが、男女の

役割分担意識について「出産は女性にしかできないので、男女に全く同じ役割を求めるのは現実的ではないと思う。」等のご意見がありました。

続いて、4 ページをご覧ください。

男女平等意識について、場面ごとの男女の地位について聞いた結果になります。

5 ページ、国及び県の調査結果との比較です。

例えば（イ）職場の中で「平等」と思う人は、船橋市では令和 2 年度は 25.5%で令和 7 年度には 31.9%になりました。国の調査では令和 4 年 11 月は 26.4%で令和 6 年 9 月は 25.8%、県の調査では令和元年度 19.7%で令和 6 年度 24.1%でした。

次に（ク）社会全体として「平等」と思う人は、船橋市では令和 2 年度は 18.7%で令和 7 年度には 22.0%になりました。国の調査では令和 4 年 11 月は 14.7%で令和 6 年 9 月は 16.7%、県の調査では令和元年度 13.6%で令和 6 年度 13.4%でした。

また、自由記述の欄では、男女の平等感について「慣習にとらわれず、機会、対応、条件などを平等とすることは重要ですが、男女の性差による違い、向き不向き等を考慮することも必要と思う」等のご意見がありました。

続いて、6 ページをご覧ください。

女性の活躍についてです。

まず、男性の育児休業取得率が低い要因や、7 ページ、女性従業員の管理職登用についての考え、8 ページを、女性の活躍を推進する上での課題をお聞きしました。

各設問の結果は記載のとおりですので割愛しますが、自由記述の欄では、女性の活躍について「女性の社会進出に向け、子どもが生まれてもそのまま働いていけるよう整えていく事は素晴らしいと思う。」「育児の負担が、社会で働く女性の主な足枷になってしまっているように感じる。働きながら子供を育てることのネガティブな側面が少しでも減っている未来が見たい。」「女性の社会参画は必要だと思いますが、一方で言いにくい風潮がありますが、妊娠出産に年齢的な制限があるのは事実です。そこの兼ね合いが課題の一つだと感じます。」等のご意見がありました。

続いて、10 ページ及び 11 ページをご覧ください。

家庭内での夫婦の役割分担についてです。

理想としては多くの家事や育児、介護について「夫と妻が同じくらい」と考える人が 7 割から 8 割程度でした。11 ページは現実の結果で回答者の集計結果をそのまま掲載していますが、理想と同じように「主に夫」「主に妻」「夫と妻が同じくらい」を取り出してそれぞれの割合を分析すると、ごみ捨てを除き多くの家事や育児、介護で概ね 50%から 80%の範囲内で主に妻が行っている結果となり、理想と現実には大きな隔たりがあることがわかりました。

また、自由記述の欄では、夫婦の役割分担について「幼稚園の送迎や学校行事などお父様

の姿をよくみるようになったので、子供が小さい時だけでも休みが取りやすい社会になっているのかなと思う。」等のご意見がありました。

続いて、24 ページをご覧ください。

性的少数者についてです。

性的少数者への差別や偏見の有無について聞いたところ、「そう思う」の割合が40.1%でした。なお、前回の令和2年度の調査では「そう思う」の割合が65.0%の結果でした。そのほかの結果は報告書を見ていただいていると思いますので、自由記述欄でいただいた性的少数者に関する意見をみますと「LGBT という言葉が有る事が1番の差別に感じます。」「LGBT より、SOGI のように包括的な括りにできる単語の下で、推進できるといい。」などがありました。

続いて、34 ページをご覧ください。

男女共同参画社会の実現のための市の取り組みの認知度についてです。

男女共同参画センターや男女共同参画に関する市の取り組みに対する市民の認知度が10%から20%前後と低い状況であることがわかりました。自由記述欄でも「もっと広報・周知活動を」というご意見が多くありました。

市の取り組みに対する認知度については、今回初めて調査したものです。先ほどの議題、提言書に対する取り組み状況の中でも委員からご指摘があり回答しておりますが、このような結果が出たことは重く受け止めており、特に力を入れて取り組むべき課題であると認識しております。先ほどの議題でのご説明のとおり市民の目にとまるような取り組みを考えて進め、認知度を上げ、市民の男女共同参画意識の醸成につなげたいと考えております。

続いて、35 ページをご覧ください。

男女共同参画社会を実現するために、今後、市が取り組むべきことについてです。

「男女が共に仕事と家庭生活・地域生活を両立できるような支援策の充実」(56.9%)が最も高く、以下、「男女共同参画に関する広報など啓発の推進」(40.8%)、「企業などが男女共同参画推進に積極的に取り組めるよう、情報提供等の働きかけ」(32.3%)、「困難な問題を抱える女性のための支援の充実」(31.7%)が続いています。

自由記述欄では、先ほどと同様ですが「広報活動・周知活動に取り組むべき」や「教育が大切」といったご意見をいただきました。

続いて、36 ページになりますが、これ以降の質問は条例に関することとなります。

条例に関することについては、本日、後ほど議題として議論いただく予定ですので、説明はその際にさせていただきます。

次に、本日、当日配布としてお渡ししている資料3-3をご用意ください。

令和7年度男女共同参画市民アンケート結果（従業員規模別クロス集計）についてです。

こちらは木下委員から、事業規模別のクロス分析についてデータを開示してくださいとご意見をいただきましたのでご用意させていただきました。

主な設問ごとの結果を従業員規模別でグラフ化した資料になります。

従業員規模別で特徴的な結果が出た設問を簡潔に説明します。

まず1ページのア、言葉の認知度「男女共同参画」では、「言葉も意味も知っている」の回答率、従業員規模9人以下では44.1%、1000人以上では62.0%でした。従業員規模が多いほど認知度が高い傾向でした。

2ページのウ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」でも、従業員規模9人以下では64.7%、1000人以上では86.1%で、従業員規模が多いほど認知度が高い傾向でした。

3ページのク、「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」も、すべてではないですが、従業員規模が多いほど認知度が高い傾向でした。

次に12ページをご覧ください。

男性の育児休業取得率が低い要因についてです。

従業員規模9人以下では「職場の理解を得られないから」41.2%が最も多く、「仕事の量や責任が重いから」が23.5%でした。

1000人以上では「職場の理解を得られないから」20.4%で最も多かったです。その他の要因も10%台となりました。

この結果から、従業員規模が少ないほど従業員1人にかかる負担は大きく、結果、育児休業を取得しにくいとされていることがわかりました。

資料3-3では、そのほかの結果も従業員規模別でのクロス集計結果を載せておりますが、従業員規模別クロス集計で特徴的な結果出たものを説明させていただきました。

これまで、資料3-1から3-3を使用してアンケート結果を報告させていただきました。

事務局としては、今回得られた貴重な資料で、市民の市の取り組みに関する認知度が低いことや、男女平等意識が低いこと、現在も男女の役割分担意識が残っていること、性的少数者の理解の取り組みを引き続き行う必要があることなどの課題を確認いたしました。また、自由記述でいただいた様々なご意見もありました。特に「広報・周知」や「教育」に関する意見が多いこともわかりました。

次期計画策定に向けて課題を整理し、各課題を解決するための方針の設定や実施すべき施策の検討に使用しております。なお、次期計画にむけて整理した課題や体系については、次の議題でご説明いたします。

事務局からの説明は以上です。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（3）アンケートについて説明がありましたが、何かご質問等がございますか。

石野委員お願いします。

〈石野委員〉

石野です。

すいません、ちゃんと聞くのが初めてなので分からないんですけど。

男性の人が育児に参加してもらうためって言って、生まれてからセミナーとかそういった感じで周知していく感じなんですか。妊婦時代からお父さんがもっと参加してくださいみたいな感じで、夫が参加できるような感じのものがあるんですかね。

〈泉会長〉

もし回答が今できるようでしたらお願いします。

〈事務局〉

男性の育児に関するセミナーということで、生まれてからももちろんあるんですが、生まれる前、妊娠された方にパパママ教室というものを実施しております。生まれるにあたっての心構えや、実際に人形を使って育児を体験してみるといった形だと思うんですけども、そういった教室を今現在は実施しているところです。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございます。

他に質問ありますか。はい、木下委員お願いします。

〈木下委員〉

私の方からクロス集計をお願いして名前が出たので、問題意識を補足させていただきたいと思います。分析結果を興味深く拝見させていただいております。

全体として、船橋市も前回令和2年から7年の間にかなり数字が改善して良い方向に向かっているし、国と比較しても認識度というか推進度が高いなという理解をされていて、船橋市全体としても取り組みとしては良好に推移しているのかなと。皆さんのご努力もあってですね。

一方、クロス集計について見てきて、今事務局からもご説明がありましたけれども、やはり前提として、法律だったり制度とか言葉とか、そういうものの認知度はやはりどうしても、大規模な会社の方がセミナーとかそういうのが進んでいるんですかね、認知度が高いなと思っています。

逆に、地域の条例とかになると大規模な会社の人々の認知度が低くなっているのかなと。例えば、千葉県多様性尊重条例とか大規模な会社の方も認知度が低いなど。地域にあんまり密

着しないのかな。という印象を受けています。

特に、先ほどお話のあった 12 ページの男性の育児休業とか、あるいは女性従業員の管理職登用とか、全体として特徴的に出ているのは、17 ページの間 9 の仕事と家庭生活の両立に必要なことというのがあって、例えば従業員規模別で行くと 10 から 49 人のところとか、50 から 99 の方の上から 4 つ目 6 つ目の 1 番と 2 番、職場のトップの意識改革、それから管理監督職への周知の徹底理解の促進、この辺りがやっぱり 1 番とか 2 番が規模が大きいほうが低くなっている。

先ほどご発言ありましたけど、やっぱり規模が大きいと職場の人数も多いので代替要員が確保できたりというのは結構あるのかなと思うんですけども、やはり商工振興課の方でも地域の企業とか商工会議所と連携してセミナーを呼び込んでいるみたいなお話がありますけど、そういうような地元の企業やその同業者団体だったり近い団体が積極的に動けるように市が提言するとかがこの数字を見ても必要なんじゃないかなって思っています。

資料 2-2 の質問番号 1 番で商工振興課からさらりと回答が出ていますけどこれでは非常に足りない、もっとその地域の組織を動かして周知してセミナーをしていけばより一層推進できるんじゃないかなと思っています。

ということで私の問題意識をお話させていただきました。以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。確かに、特徴が出ているのかなってというような結果でしたね。市の施策の浸透のしていなさっていうのは私たちも考えていかなきゃいけないのかもしれないです。

他にいかがでしょうか。藤井委員お願いします。

〈藤井委員〉

はい、藤井でございます。今木下委員から大変貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

私は本業は開業の社会保険労務士をやらせていただいているんですけど、日々の業務で感じていることを率直に申し上げます。

規模の大小によっての皆さんの意識というのもありますけれども、むしろ従業員さんが少ない会社さん、従業員さんが少なく規模が小さい会社さんであればあるほど、やはりその経営者さんの男女共同参画意識が高いか低いか、それによって、ほぼほぼその会社さんの空気が 99% ほぼ 100% 近く決まるというのは正直ございます。

なので、大きな会社さんが全般で見ればいろいろ意識が全般的に高く、中小零細になればなるほど、というのはなんとなくございますけれども、やはりその中小の会社さんは裏を返せばトップの方に対する意識啓発っていうのを行政の方からしっかりとやっていくことで。すごく失礼な言い方をする部分もあるかもしれないですけど、いい意味で経営者さんも世代交代っていうのはございますので、どうしても男女共同参画という部分は古い世代の方がその意識は低いというのはどうしても傾向としてあります。

ですので、より若い経営者さんで今後の船橋の産業界を担っていくような経営者さんに対して、しっかりとこの男女共同参画というのが、社会全体にもそしてその会社本体としてもメリットがあるということをしっかりと訴えていくという流れで、それでトップダウンから下ろしていくと、そういう施策を市からいろんな団体さんを通じて下ろしていくことが最も望ましい流れではないかと思います。

木下委員へ私が決して異論を唱えているわけではなくて補足でやや申し上げたかったわけでございます。どうも失礼いたしました、ありがとうございます。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

人手不足の中、こういった施策がメリットとして捉えられていけばより良いなと私も感じました。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。

はい、峠委員お願いします。

〈峠委員〉

アンケートの取り方について、ちょっとお聞きしたいんですけども、資料3-2の1ページに標本数2,000人に対して回収が31.3%、626件というのは少ないかなと思ったんですけど、こちらは例年どれぐらいなのかなって。

それに対して年齢層ですよ、50代以上の方が47%、半分ぐらい答えていて、質問を見ると、結構子育ての質問が多いんですけども、その若年層の回答数が割合としてちょっと少ないんじゃないかなって言うのですね。

そうすると、この家庭の中での両立って言うのはちょっとデータとして取りたいところが取れていないような気がしたんですね。

もちろんその家庭の中で介護って言うのも出てくるので、その50代以上だけが半分って言うのはそんなに悪いデータではないと思うんですけど、子育てに関するところを取るのであれば、もう少し若年層が答えやすいとか、回答をしたくなるような状況を作ってあげた方がデータが変わってくるんじゃないかなって言うふうに感じました。

子育てしながらこういうアンケート答えるのは結構な量なのでちょっと大変かなと思うんですけど、ここに対して改善をしたいから取るのであればもう少しアンケートの取り方を変えると違ったデータが取れるんじゃないかなと感じました。

〈泉会長〉

ありがとうございます。ご意見とご質問の部分について事務局お願いします。

〈事務局〉

ありがとうございます。まず、回答者数が令和7年度の市の調査では今回626件で31.3%ということでした。

前回令和 2 年度の結果については同じく 2,000 人に調査をかけておりました、回答率は 42.2%になっておりました。

ちなみに県の令和 6 年度の調査においては、県においても調査は 2,000 人対象となっております。回答率は 31.8%でした。

国の調査においては令和 6 年の調査では、全体で 5,000 人に国が調査をかけておりました、国の方は回答率は 53.5%になっておりました。

アンケートにおいて、若い世代の方からの声をということについては、この委員会でもご意見をいただいたものでした。

世代をどうするかというところがあつたんですけれども、偏った意見にならないように市としては公平に抽出させていただいて、今回の意見をいただいたということで、このような結果になりましたが、確かに子育ての世代に意見を聞いてそれを反映させるというのは大事な観点だと思います。

今後、今回アンケートは終わってしまったので、今回は厳しいですけれども、そういった意見をどうやって取っていくのかということは、検討課題とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

〈峠委員〉

ありがとうございます。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

でも人口ピラミッドからすると、むしろ若年層の回答率が良かったってことなんですかね。確かに子育て世代のアンケートというのは貴重かなと思いますが、これだけ見ると割と回答率が良かったのかなって印象を受けました。

アンケートに関してほかの方いらっしゃいますか。藤井委員お願いします。

〈藤井委員〉

たびたび申し訳ありません。藤井です。峠委員が今おっしゃっていたことにちょっと補足といいますか、背中を押す追い風のようなことをちょっと申し上げたいのですけれども、正直な話、今私が雇用主様と色々お話していて、やはり世代間の子育てに対しての公的な給付を手厚くすることに対しての温度差というのは随分あるなというのは非常に感じます。

一番有り体に申し上げますと、ご存知の方も多いかと思いますが、4月から社会保険料に上乗せして子育て支援金というものが上乗せで事業主、従業員様共に徴収されます。

で、そのことを否定的にとらえる方というのは、やはり子育てがもう既に終わっていらっしゃる方で、私のような社労士にはですね、まあ本音を思いっきりぶちまけてくるわけです。

ただ、私もそういうことを自分の小さな利益だけで考えるのっていかがなものかと思ってですね、まあ、あんまりそんなこと言っちゃいけませんよなんてこっちも言えないもんですから、世の中全体のこととか、あと先々子供さんこんなに少なくなっていったら国がってい

う面も考えていると思うんですけどねとか、そんなことで何とかいろいろ、こちらも多少理解を求めつつ、最後の最後は、国が決めたことですから私の方から無視してもいいですは絶対言えませんって言って、最後は話打ち切っちゃうんですけど。

そういう世代間のギャップみたいなものは、今回の子育て支援金の上乗せのことを説明するに際して随分感じる部分はございます。

なので、もう少し子育てで今奮闘されている世代に対して、他の世代の方、すでに子育て終わられた方含めて、もう一歩二歩、今の時代の子育ての難しさみたいなものを踏み込んで理解していただけるよう、お花畑的な発言になってしまうところがあるんですけど、そういう世の中にもう一歩二歩近づいていただけたらなというそういう思いはございます。

子育て支援金というのは世の中全体で子育ての費用をみんなで負担していこうというようなことで始めていることなので、それをネガティブに捉えるような SNS やネットもゼロではないので、その辺りは私としては個人的には言論の自由があるにせよ、もうちょっと違う角度での見方にも一度目を向けたうえで発信してほしいなというのが私なりの思いでございます。

以上になります。長々とすいません。

〈泉会長〉

ご意見ありがとうございました。

なかなかね、難しいとこですけれども、ほかにいかがでしょうか。

アンケート結果について、この程度でよろしいですかね。

では議題（3）の議事は終わりました。それでは議題（4）第5次船橋市男女共同参画計画について事務局から説明があります。よろしく申し上げます。

〈事務局〉

資料5-1をご覧ください。

令和9年度からスタートする次期計画については、従前の会議でご説明させていただいたとおり、策定に着手しております。

本日は、第4次計画における指標の推移、事務局で作成しました体系案及び事業一覧案についてご説明いたします。

まず、第4次計画における指標の推移です。

資料5-1では、グレーの箇所が第4次計画策定時の令和3年度の基準値および令和7年度の目標値です。第4次計画の船橋市の状況としては、②の市の審議会等の女性委員の割合、令和7年度結果30.0%、③の職場で男女平等と感じる人の割合、令和7年度結果31.9%、裏面⑩の社会全体で男女平等と感じる人の割合、令和7年度結果22.0%となっており依然として低い状況です。また、⑧の市役所でDVの相談ができることを知っている人の割合、

令和7年度結果66.8%で目標値に達していない状況でした。

一方、表面①の市職場における管理監督職への女性職員の登用率、令和7年度結果26.6%で目標値を達したのや、⑤の男性職員の育児休業取得率、令和7年度結果89.3%で令和2年度結果38.4%から大きく伸びているという状況がわかります。

また、先の議題、男女共同参画市民アンケート結果で報告しましたとおり、市民の市の取り組みに関する認知度が特に低いことや、現在も男女の役割分担意識が残っていること、家庭内の家事分担における理想と現実で大きく隔たりがあること、男女平等意識が低いこと、性的少数者の理解の取り組みを引き続き行う必要があること、などの課題を確認いたしました。

事務局では、指標の推移やアンケート結果から次期計画においても、あらゆる分野・ライフステージにおける女性の参画の拡大、ワーク・ライフ・バランスの推進、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消、暴力の根絶に関する施策などを継続して実施していく必要があると考えます。

また、本日、先の議題で「男女共同参画推進委員会提言書に関する取り組み状況について」でもありましたように、本委員会からのご意見も踏まえ、次期計画策定にあたり参考にしたいと考えております。

次に、事務局で作成しました体系案についてご説明いたします。

資料5-2が体系案になります。その次のページが各方策の方向性になります。

資料5-2は、5次計画体系案を4次計画体系図と比較したものになります。変更箇所は赤字としております。

まず、目標として「性別にかかわらず公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」と設定いたしました。4次計画では目標に“平等”という言葉が入っていましたが、市民の意識に働きかけるにあたり、全員に同じ対応をとる“平等”よりも、個々の状況、性別や生活の状況、子育てや介護の状況、得手不得手や個性、あるいは本人の希望などに応じた対応をとって均等になるようにすることが大切であると考え“公平”という言葉を使用させていただきました。

また、男女共同参画社会が実現することで、一人一人が自分らしく輝き、誰もが笑顔で暮らすことができるまちを目指すということで、この目標といたしました。

体系案では、課題Iを従来の「男女が共に活躍できる環境づくり」としていましたが、男女の性別にこだわるのものではないことを表すため「性別にかかわらず活躍できる環境づくり」といたしました。

課題Ⅰの方針1では従来の「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」としていましたが、分野や生活の段階を限ることのないよう「あらゆる分野・ライフステージにおける女性の参画の拡大」といたしました。

新計画では、課題Ⅰの中に新たに方策3の「性別に捉われない行動の促進」を加えました。これは、令和7年度市民アンケートでも「男は仕事、女は家庭」という考え方に、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」人の割合が72.9%で目標値に達することのできなかったことから、次期計画から新たに力を入れて取り組むべきと考えたものです。方策⑦にも記載のとおり「職場・地域・家庭における固定的性別役割分担の解消促進」をするべく、意識啓発を図る取り組みを進めることといたしました。

次に、課題Ⅱ「安全・安心な暮らしの実現」の中で、新たに方策4「困難な問題を抱える女性への支援」を加えました。これは、令和7年3月に開催されました本委員会でご説明させていただいたとおり、次期計画において、令和6年に施行されました「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」でも市町村計画として位置づけすることから定めるものです。方策⑧に記載のとおり、困難な問題を抱える女性の相談業務の充実や自立のための支援を行うことといたします。

次に、課題Ⅲ「配偶者等からの暴力の根絶」の中で、従来の方針では「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」としていましたが、被害者の性別は女性に限らないことから「女性に対する」という文言を抜くことといたしました。

次に、資料5-2をご覧ください。

各方策の方向性案となります。資料5-1で説明した体系に対し、どのような方向で取り組みを進めるか定めた案でございます。この方向性を基に、実際に各事業に取り組むこととなります。

資料5-3をご覧ください。

事業一覧の案となります。体系案や方策の方向性案に基づき、どのような事業を進めるのかを記載しております。第4次計画から変更や新規・廃止の事業については色付けしております。第4次計画では、全部で186の事業を定めて取り組みを進めてまいりました。

次期計画では、現段階では全部で207の事業を定めて取り組みを記載しております。第4次計画に比べ、新規事業を23事業加えることとしております。

先にご説明とおり、指標の推移や市民アンケートで得られた結果に対して、特に市民への市の事業の認知度向上、意識への働きかけを進めるための取り組みや、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく事業を新規で定めております。

また、事業内容や目標値となる指標の内容を一部変更した事業が14事業ございます。廃止の事業は2事業ございます。変更や廃止の理由は、最後のページ「別紙 変更・廃止の内

容や理由の説明」をご覧くださいければと思います。

以上、第4次計画における指標の推移、事務局で作成しました体系案及び事業一覧案についてご説明させていただきました。

この体系案や事業一覧案について、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。質問あり・なしに関わらず、お配りしております別紙「体系案及び事業一覧案に関する意見書」にて、3月29日までに事務局あてにご提出をお願いいたします。

提出は本用紙に記入いただき、直接持参して提出でも構いませんし、本用紙を使用せずにメールで本文に記載していただいて送付いただいても構いません。

いただいたご意見を踏まえ、今後、体系や事業一覧の見直し等を行い、7月頃に素案として作成・お示しできればと考えております。

説明は以上になります。

〈泉会長〉

ただいま事務局から議題（4）について説明がありましたが、何かご質問などはございますか。私から聞いてもいいですかね。

5-2の2ページ目、方向性というのはこれは特に検討はしなくて良いのでしょうか。

〈事務局〉

5-2の方向性についても、基本的には4次計画を参考にしつつ作成させていただいておりますが、もちろん確定ではありませんので、委員のご意見を聞かせていただければと思っております。

〈泉会長〉

分かりました。そしたら5-2と5-3は全体について、ご意見などを出してくださいってことですね。

他にご質問などはいかがでしょう。お願いします。

〈文川委員〉

はい自連協の文川です。

さっきから聞いていると、男性の育児休暇が云々なんていう言葉が出ていますけれども、先ほど石野委員から出ました件について、パパママ教室開いているからいいんじゃないかという形ですると流されちゃったんだけど、男の育児休暇っていうのは、女性が妊娠してから取れるのか、または出産してから取れるのか、その辺がすごい曖昧じゃないですか。

よく、パパママ教室というのは妊娠している時に男性も一緒に行って、オムツの替え方とか股関節はこうすると痛むとかやっていますよね。

その時の休暇というのは男性の有給休暇に当たるんですか。それとも育児休暇で取れるん

ですかね。

〈泉会長〉

藤井委員お願いします。

〈藤井委員〉

はい、私がおそらく専門家になると思いますので回答いたします。

妊娠期間中の休暇というのは、あくまで有給休暇または欠勤ということでの処理しかございません。

法定の育児休業というものは配偶者男性の側からすれば、配偶者が出産した日以降でないと取れないと明確に育児介護休業法という国の法律で規定されております。

回答として以上になります。

〈文川委員〉

それじゃもう一つ聞きたいんですけど、もう私は育児はとっくに卒業していますから、私らの時はそういう休みなかったですから、今の人はあると思うんで聞くんですけど、女の人の子の妊娠期間っていうと今は産休で取りますよね。

その産休ってというのは給料出るんでしょ。何パーセントかわかんないけれども。で、出産した後の育児休暇も給料もらえるの。

本当に基本的な問題で申し訳ないんですけど、私らの時はそういう制度が現実的になかったもんだから、つい最近になってそういうこと言われたってなかなか理解できない。

息子とか、息子の嫁さんがそういうので堂々と休んでいるから、いい社会になったなと思うんだけど、いつからいつまでもらえていつからもらってないの、ってなかなか聞けないから、ちょっと教えていただきたい。

〈泉会長〉

はい、お願いします。

〈藤井委員〉

はい、何度も申し訳ございません。私がおそらく専門家として回答した方がよろしいかと思しますので、度々お許してください。

厳密に申し上げますと、お給料というのは産休期間中または育児休暇期間中は、よほど恵まれた職場でもう最初から給与規定とかで決まっている会社は出ますけれども、原則出ません。

ただその出ない代わりに社会保険または雇用保険から給付が出ます。それが今の仕組みでございます。

で、男性女性がともに育児休業を取った場合、最初の4週間はより手厚くしようというのが昨年の4月に始まり、その期間だけは手取り10割というのが国の謳い文句になっている

んですけど、まだまだ世の中全体にその理解というか進んでいないというのは、厚労省あと社労士どちらも努力不足であることを深く猛省させていただきます。以上です。

〈文川委員〉

それじゃ、さっきのデータで見ますと、9人とか10人の会社は出るわけがないよね。従業員9人で1人か2人休まれたら会社も回らないよね。

そしたらデータなんか取る必要ないよ。

〈泉会長〉

加えて言うならば、自営の人もそうですよね。

〈文川委員〉

そういうことになりますね。

だったら最初から50人以下とかにしちゃった方がまだ会社として認められて、まあ有限会社は今2人3人でもできますから、まあ株式も今は変わって2人からでも作ることはできるんですけど、昔我々の時は最低株式会社は7人いなきゃいけなかった。2人3人でできるのは有限会社しかできなかった。

今はもう法律が変わって2人でも会社も有限も株式もできるんですけど、そういう組織だとなかなか育児とか有休とか、会社そのもの自体が仕事が成り立っていかなくて潰れちゃいますよね。

〈藤井委員〉

はい、最も難しい問いかけでございます。

あえて申し上げますと、小規模な事業所さんであればあるほど、代替要員の確保というのが極めて困難というのは否めない事実でございます。

ただ、その時になんとか会社の業務を回していく知恵っていうことになるのと、例えば正社員さん1人がやっていた仕事をパートさん2人を、1年間という期間限定の雇用になるんですけど、それで雇って2人でうまく分担して、とにかく仕事の属人化っていうのを防ぐと。その人しか分からないとかっていうものを防ぐとか、そういう考え方でもって上手にやっていくというのが必要。

ただ、今ここで私が申し上げていることは決して育児だけに限らず、50代以上が直面する介護の休業に関しても全く同じことが言えるわけでございます。規模が小さいからうち無理ですっていうことは確かに社長さんが感情として言うのは分かるんですけど、それをそのまま私が「はいそうですね」とは絶対言えない立場なんです。

一緒になって私は知恵を絞らなければいけない、そういう立場であると。これ以上ちょっと今私もいい知恵が出ないのでご勘弁ください。

〈木下委員〉

追加の質問なんですけど、育児休業給付金ちょっと正式名称わからないんですが、それって会社が払うんですか。そうじゃなくて雇用保険から出るから会社が負担することはないということですか。

〈藤井委員〉

ああ、丁寧に申し上げます、すみません。

育児休業の本人さんに給付される給付金は、雇用保険会計から本人さんに対して直接払われまして、会社さんはその間人件費負担はないです。

あと社会保険料の免除制度というのもありますから、社会保険料の負担っていうのも、育児休業もそれこそ産前産後休業期間中も労使ともにならないというところまで、以前よりもその辺りは随分と会社さん、本人さんの負担が少ない形でやれるようにはなっています。

ただ如何せんですね、育休直前のお給料の水準で給付金って決まるので、若い人が30歳ぐらいまで働いて、そこから育休の時にお給料が上がってないとそんなにいい生活じゃないわけですよ。

そこがやはりちょっと、皆さんすごく、私も事務の申請をしていますと、キツキツだなとか思うことはありますね、正直な話。

〈木下委員〉

会社の問題じゃなくて制度の問題ですね。分かりました。

〈文川委員〉

会長、申し訳ない、会長の立場はどうなるんですか。弁護士として。

〈泉会長〉

男性の。それとも個人的な体験談ってことですか。

個人的には夫はサラリーマンなんですけど、私は自営なのでもう2ヶ月も立たずに仕事に行ったりとか、まあちょっと例外的だと思えますけれども、今おっしゃったような小規模の会社だとか、自営の方に対するそういう支援みたいなのはこれから、むしろ皆さん一緒に考えていければなっていうふうには思いますね。

〈文川委員〉

根本的な制度の問題なっているってことね。

〈泉会長〉

それはあると思います。まあ雇用保険に入っていないんで当たり前って言えばそうなんですけど。

では他の方、石野委員お願いします。

〈石野委員〉

育休を男の人に取らせたいっていうのは分かるんですけど、そもそも家事できない人がお休み取って家にいられて6割ぐらいしか給料をもらってこないっていう方が奥さんにとっては迷惑な話で、家事できないなら10割働いてお金稼いでこいよってなるんだと思うので、その前段階のパパマクラスやっているっていうの参加率をもっと上げて、そこでもうちょっと粉ミルクの作り方とか、搾乳してもらったものを哺乳瓶にあげるみたいなやり方をもっと学ぶとか、その辺の参加率を上げて家事とか育児をちゃんとやるっていう男の人がいてこそ育休じゃないとあまり意味がないのかなって。

6割の給料になっちゃって、それで生活がカツカツですってなったら家にいないでって思われて、仲が悪くなっちゃうとかだったら…って思いました。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

はい、奥田委員お願いします。

〈奥田委員〉

男性が家事ができないっていうのは、まあ若い時からそれをして来なかった。教育してこなかったっていうことがあると思うので、中学ぐらいからしっかりと家事育児なんかそういうものを学ぶ機会があるといいなと思います。

それから、毎年中学生に対して男女共同参画の標語を募っています。けれども、その時に男女共同参画というものについての学習の機会を持ってから標語を作っているんだろうかという疑問があります。

で、中学によって標語の数が随分違ったりするので、それはその中学が熱心じゃないっていうことなのか、そうじゃなくてたまたま少ないということなのか分かりませんが、中学標語を作るに当たっては、必ず男女共同参画の学習というものをに入れて欲しいと思いますし、大人になってから家事をしてくださいって言っても大変なので、子供の時からするように学ぶ機会を増やすということが必要なんじゃないかなと思いつつアンケートを読みました。で、アンケートの中の自由記載にも教育が大事ということが何度か出てきますので、そのことは行動計画にも入れて欲しいなと思っています。

以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

ちょっとうちの話で恐縮なんですけど子供が小学校の夏休みの宿題で、なぜか毎年税金のポスター、はがきみたいなことが宿題で出されるんですよ。

なんで税金なのかなって。まあ別にそれを批判したいというよりは、男女共同参画とかでもむしろ良いのになって今思いながら聞いていました。

なぜ税金の方が優先なんですかね、っていう気が。まあそれは小学校によって違うんです

かね。よく分からないんですけど。

ほかにご意見ご質問などいかがでしょうか。

はい、峠委員お願いします。

〈峠委員〉

職場に平塚市に住んでいる方がいて、もうすぐ奥様が出産されるってことで育児休業取ろうかなって悩んでいた方とちょっとお話をしたんですね。

3歳のお姉ちゃんがいるっていうから1人目よりも絶対2人目の産後の方が大変なので絶対取った方がいいですよって。で、その方が、実は平塚市って28日以上の子育休を取って、かつパパママ教室に出た方は10万円出るんだよねと言っていたんですよ。

だから、雇用保険に入れないような事業の人とかにサポートっていうのがあるといいのかなって。追加でもらえる人はどんどんどんどん手当でもらえてっていうよりも、制度がない人の方を手厚くするとか、やっぱり先ほど藤井委員がおっしゃっていたように育休の手当っていうのはもらっていた給料に対して何パーセントなので、その元の給料が少ない人っていうのはあまりもらえないってなると、そういう人たちを支援してあげるといいのかなって。

40歳ぐらいで手取りも結構もらっている人が奥さんも結構高給で2人とも取ってウハウハっていうよりも、子育てが育休を取っても大変なんだよねっていう人を支援してあげるのがいいのかなって思いました。

〈泉会長〉

なるほど、ありがとうございます、色々ご意見あるかと思うんですけど、こちらに書いていただいて、ご提出いただくのは3月29日ということで、よろしくをお願いします。

他に、これを書くにあたって聞いといた方がいいなっていうことはいかがでしょうか。大丈夫そうですかね。

はい、ありがとうございます。そうしたら議題(4)については終わりとしたいと思います。

それでは、議題(5)男女共同参画に関する条例の検討に関わる意見について、事務局から説明があります。よろしくをお願いします。

〈事務局〉

資料4-1をご覧ください。

事前送付させていただいた資料のとおり、船橋市で男女共同参画に関する条例を制定することについて、船橋市男女共同参画推進委員会からのご意見を伺いたいと考えております。

2ページ目の国の状況や県の状況、3ページ目の他市の状況は記載のとおりです。

4 ページ目以降の市民アンケートの結果についてです。

5 ページ目、設問「男女共同参画社会を実現するために、今後、市が取り組むべきこと」では、男女共同参画社会を実現するために、今後、市が取り組むべきことを聞いたところ、「男女共同参画を推進するための条例の制定」は15.1%でした。

6 ページ目、「男女共同参画を推進するための条例の制定」については全体で15.1%、男性は18.5%、女性は11.6%の結果でした。

8 ページ、「男女共同参画に関する条例制定についての考え」では、「条例があった方が効果的に推進できると思う」(56.2%)で、「法律や県条例があることや、市の計画によって推進していることから、条例の制定は必要ないと思う」(12.6%)でした。

この設問で「その他」を選択した方の記述も載せております。賛否様々いただいております。

10 ページ、「条例に盛り込むべき内容」では、「男女平等や女性活躍、仕事と家庭の両立などの男女共同参画の推進に関すること」(89.2%)が最も高く、以下、「国籍・障害の有無・年齢などの多様性についての理解促進に関すること」(47.9%)、「性的指向や性自認への理解促進に関すること」(47.8%)が続いています。

12 ページのアンケート全体の自由記述欄でも、様々意見をいただきました。自由記述内でも条例制定に賛成する意見もありました。一方、「条例が捻じ曲げられ不要な争いになるのは避けたい。」「法律や条例等で規制すればするほど硬直化して自由度がなくなる。」などと条例化については慎重な立場のご意見もいただいております。

資料4-2をご覧ください。

本件について、事前に委員の皆様にご意見を伺わせていただきました。

各委員の意見は記載のとおりでした。

その中で、質問がありましたので口頭でお答えします。

まず、条例の役割・効果についての質問がありました。

役割について、条例は、地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定めるもので、議会の議決が必要となるものです。自治体が地域の特性に応じた施策を展開するため、制定するものです。これは、国の法律が定める基本的な理念を、より地域に密着した形で具体化し、施策の根拠を明確にするという役割を担っております。

条例の効果についてですが、行政の姿勢や方向性を明確にすること、自治体として「この課題に取り組むこと」の意思表示を示すものとなります。

また、市民や事業者との共通認識をつくること、個別施策や計画の根拠になること、社会

的な周知や啓発効果が見込まれます。

次に、時代の変化に応じて改正ができるのか、また、他の自治体で改正例があるのかの質問がありました。

改正は、議会の議決が必要となります。

男女共同参画に関する条例について、県内他自治体の改正例を調べてみました。

資料 4-1 の 3 ページをご覧ください。

千葉市では、平成 15 年に制定し平成 22 年に 1 度改正しております、市の計画を条例の中で位置づけることの改正でした。

佐倉市では平成 15 年、習志野市で平成 16 年、市原市で平成 17 年に制定してから改正はありません。

我孫子市では、平成 18 年に制定し平成 24 年に 1 度改正しておりますが、軽微な改正とのことでした。

市川市では、平成 19 年に制定し平成 23 年に 1 度改正しております。改正内容は、審議会名称の変更、組織改正による改正でした。

富津市では平成 21 年、木更津市、流山市ともに令和 5 年に制定してから改正はありません。

次に、ご質問で、県条例はあくまで参考で、内容については白紙からのスタートということでしょうかと質問がありました。

これについては、ご質問のとおりで県条例は参考です。市で制定する場合は、盛り込む分野や規定など新たに検討することとなります。

ご質問への回答は以上です。

市では、今後の議論を深めるため、本委員会としてご意見をいただければと思います。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございます。

簡単にイエスかノーかということで決められるような話ではないと思いますし、まずは皆様のご意見を出していただいたうえで、そもそも委員会としての意見を取りまとめできるかどうか。

あるいは今日だけで終わるような話ではないのかもしれないですけども、お聞きしてい

きたいと思います。

事前にお寄せいただいたご意見ですとか、それからアンケートの結果などですね。

例えば、市のアンケートの結果によれば、市の施策としての優先順位は低いけれども、56.2%があった方が良いのではないかっていう回答があったり、あるいは自由記述の欄でも賛否本当に両論というところですね。

まあ、その辺りを踏まえて、あるいはそれ以外の論点でも構いませんので、ちょっと皆さんにお聞きしていきたいと思います。

皆さんにお聞きしようと思うんですけども、すでに意見をいただいている委員からもし補足などあれば先にうかがって、その後皆さんにも順次お聞きしていこうかなと思っています。

トップバッターで恐縮なんですけど、黒田委員から何か補足などあれば、あるいは解説などあればお願いいたします。

〈黒田委員〉

黒田です。お願いします。

私の方は委員会としてということと言うと上段の方の意見になるんですけども、確かに周知が足りないとか認知度足りないってことがあるんですけど、認知度が足りないことをそのままやっただけではなくて、この条例があった方が効果的に推進できるという後押しになるとすれば、すればという言い方でいいのかわかりませんが、市民の方からも56.2%がこの条例があった方が効果的に推進できると思うという意見があることを考えると、条例の制定が認知度を上げたり、あるいはその活動をさらに進めていくきっかけになりうるのではないかと。

でもやはり皆さんの市民の意見の声としては、実質的な男女共同参画のための施策だとか、そういった実際何ができるのか、みたいなことが求められているので、その両輪かなというふうに思っています。

あともう一方で、下段のところはややちょっと意見というか、難しさだと思っているんですけども、やっぱりこれを進めていく時に市長のビジョンというか、市がどうやっていきたいかっていうところと合わさっていないと、委員会でこうだと言ってもそこが推し進められないと私は思っています。

特にこの今回の内容の中っていうのは、例えば移民の問題もセクシュアリティの問題も含め、ジェンダーの問題も含め、結構論争的な、さっきの世代間ギャップもかなり大きくて、なおかつ色々な捉え方の方がいらっしゃるところで。

それを概念的に薄めた形のものを出していくとしたら、それは誰にも引っかけられないような物を作っていくのはすごく難しいというか、あまり誰にも響かなくなってしまうので、その時に市の施策としてこれがあった方が進めやすくなって思った次第でした。

ここ下の方はちょっと個人的な意見になっています。

で、もう一つ、アメリカとかの法律では時限立法と言って、ある10年間とかっていう時限を決めて変えていくっていう法律が結構あるんですね。

特にこういった時代の流れによって変わっていくようなもの、たとえば法律ですが、条例も含め10年ごとに例えば修正していくっていうあり方も一つあると思っています。

教育の現場でいうと、学習指導要領っていうのは大体10年に1回ずつ変わってんですけど、修正されていくんですが、そういった形での時代の変化に応じた物っていうのを、新たにそういったものを作るというのもまあちょっと面白そうだなと。大変なのは分かっているんですけども、その方が社会の流れに応じたその時代に応じたものっていうのが出てくるような気も、改正できるのかっていう話のところから考えたことの一つでした。以上になります。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

確かにその千葉市などがもう20年経っていて、そのままでは内容よくわからないんですけどいいのかな、っていうところはありますよね。

そうしたらですね、ご意見いただいている中から、木下委員、何か付け加えることなどあればお願いします。

〈木下委員〉

アンケート結果と同じなんですけど、条例もあるのね、みたいな。あ、そこまで頑張っているんだ、みたいな、そういう効果があると思います。ただ、自由意見欄のコメントのような配慮は必要かと思います。

〈泉会長〉

自由意見欄のコメントって、分断にならないようになっていうイメージですかね。

〈木下委員〉

そうですね、先ほど黒田委員からお話ありましたが、色々な意見があるので、そういうところ留意しないとまずいなど。

〈泉会長〉

はい、ありがとうございます。

藤井委員いかがでしょうか。補足などあればお願いします。

〈藤井委員〉

はい、ここに書いたことが全てですね、支援策の充実、多くの市民が取り組むべきと回答している施策を優先的に実行すべきというのが私なりの立場になります。以上になります。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

奥田委員、お願いします。

〈奥田委員〉

条例を作ることによって市の施策が全部その条例に沿ったものにならないといけないと思うんですね。

そうすると一見男女平等と関係ないような課でも部署でも男女共同参画に則った施策をする必要があると思うんです。

全体を見渡してその施策の中で男女平等になっているか、なっていないかということが、目に見えて分かるような感じになってくるんじゃないかと思うので、私は条例を作ることに賛成です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。条例を作ることによって市のそれぞれの部門にも浸透していくんじゃないかっていうことですね。

今までの意見として、条例の効果はどうか、実質的な支援が大事じゃないか、条例の役割はともかくとして。あるいは、分断を招くようなところは内容に気をつけたいってご意見をいただいているところですかね。

ちょっと順番にお聞きしていてもいいですか。

石野委員からいっても大丈夫ですか。じゃあすみませんお願いします。

〈石野委員〉

私は条例あってもいいのかなと思います。ただ、私自身あまり LGBT を好きじゃないので、男女じゃない人がいっぱいいるよみたいなのをやられちゃうと、それこそ子供は男と女でしかできないものだから出生率とかが下がっちゃったりとかしても嫌だなんて思うので、まあその辺が多い条例とかだったら嫌だなどは思うんですけど。

ただその、暴走しないさせないために条例があった方がいいのかなとは思いますが。

〈泉会長〉

ありがとうございます。暴走っていうのは、どちら方向に暴走ということでしょうか。

〈石野委員〉

移民もあまり私は好きじゃなくて、外国の人は別にクラスに何人もいてもいいと思うけど、それが何してもいいみたいな感じになって、多様性でしょうっていう言葉だけでまとめられちゃうと困っちゃうかなっていう。みんな仲良くは暮らすんだけど、その中でもある程度のルールは守ってねっていうので条例があった方がいいのかなって思います。

〈泉会長〉

ありがとうございます。まあ内容について慎重にという感じですかね。  
はい、ありがとうございます。大原委員お聞きしてもよろしいですか。

〈大原委員〉

はい、黒田委員の一つ目のご意見に共感いたしますので、その辺りご検討いただけましたら幸いです。以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。  
そうしたら、亀ヶ谷委員お願いします。

〈亀ヶ谷委員〉

民生の立場からすると、今高齢化とか色々問題が起こっている中で、この男女共同参画の条例を作ることには意味があると思うんですね。

ただ、その民生で見ていると、先ほどから言っている世代間のギャップがあって、年取った連中と若い連中との間のそこら辺の認識度がやっぱり難しくなっているのかな。

特に、人権に関わるようなことがどこまで配慮されるのかっていうのは、まあ率直なあれです。

ただまあやっぱり今の時代ですので、みんなに啓蒙するためには条例があった方がいいと思います。

〈泉会長〉

ありがとうございます。  
峠委員お願いできますか。

〈峠委員〉

条例はあると皆さん意識するのかなと思うんですけど、拘束力がどれくらいあるのかなって疑問があって、意味がないものだとわざわざ条例を作って、ポスター作ったりとか皆で考えたりっていうのはどうなのかなって。

昔ですね、船橋のタバコ吸ってはいけない地域でタバコ吸っていた方がいたんです。それに対して私の主人がタバコについてすごく怒りを覚えて、言いに行ったんです。ここタバコ吸っちゃダメって書いてあるじゃないって。そうしたら、別にそんなの関係ねえよって言われたんですね。で、殴りかかってきたんで、お酒も飲まれていたみたいで、子供もいるんだし、お昼までね飲んだり食べたり、タバコも駄目って書いてあるからやめましょうよって言ったら、怒って複数人で囲い込んできたんで警察呼んだんですよ。

そうしたら、法的拘束力がないから私たち何もできないんで帰りますって帰ってしまった。市役所に言ってくださいって。で、市役所お休みじゃないですか休日って。

何をしてくれるのってね、ここに書いてあることは 2000 円罰金って書いてあるのに、っ

て言っていて、意味がないんだったらなんの意味もないよねってすごい悲しいことがあったんです。

だから、一生懸命作ってもあまり効果がない、意味がないのであれば、必要ないのかなって。条例に対して私はあまりポジティブな印象はないです。

〈泉会長〉

わかりました。

おそらくそれは、行政罰なのか刑罰なのかっていうところでちょっと違うところがあるんですね。それから、私が説明しているのちちょっと分からないですけど、まあ恐らくこの条例自体は啓発目的とかそういったことになるので、過料とかそういったことは入ってこないのではないかなと思います。まあ、一般的に見てということですね。

そしたら、平山委員何かご意見あればお願いいたします。

〈平山委員〉

はい、平山でございます。

皆さんの意見を聞いて、ああそうだなでもそうだよなっていう意見とか、たくさんありまして、この条例に関して私が今の私の能力で考えた中で意見をお伝えさせていただくと、一つは他市の状況っていうのはありましたよね。何年にできて、どういう名称なのかっていうのがありましたが、じゃあここで作ってどう変わったのかっていうのがちょっと見えなくて、で、船橋ってまだ作っていないので、作った後どのように変わるのかっていうそのビジョンが見えるのであれば、効果がどれだけ得られたのかっていう他市の状況なども把握した上で、作成するのか作成しないのかっていう検討の一つなんじゃないかなっていうのも思いました。

もう一つは、じゃあこの条例って誰のために何のために必要なのか、っていうところがしっかり委員も、あと市民も理解できていれば、必要なのか必要じゃないのかっていう一つの判断にはなるかなという意見でございます。以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。事務局からお願いします。

〈事務局〉

すみません割り込んで。事務局です。

平山委員ご指摘の通り、私たちも作る効果、作った後、他市がどう街が変わったのかっていうのを、制定した市全てではないですがいくつか近隣で聞いてみました。

結論としては、その条例を作ったことによる効果を可視化するのが難しいっていうのを言われていました。

もちろん、各市も各計画であったり、総合計画もそうですし、各種の男女計画もそうですし、そういったものでも進めている中で条例によってこれが進んだって言い切れるものでは

ないっていうところが回答としてありました。

作ったことによる他市の効果ってというのが提示できればよかったですけれども、皆様に今回お示しできていない状況になっております。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

まあ目的内容についても今全くの白紙なので、現状で何か委員会として意見みたいなのはちょっと現段階では確かに難しいですね。

最後までお聞きして今日まとめられるかどうかというところですが。

文川委員いかがでしょうか。

もう大丈夫ですか。ありがとうございます。

松本委員いかがでしょうか。

〈松本委員〉

本当に今日皆さんからいろんな意見をお聞きして、自分も認識を新たにして言ったら申し訳ないんですけども、こんなことがあるんだ、こういうこともあるんだっていうことを新たに発見しました。

ただ先ほど委員長もおっしゃっていたように、その効果とかその役割、そういうものがはっきりと私にはちょっと認識できないんですね。

そうすると条例作ることが必要なのかなっていうこともちょっと疑問に思ったりもします。

それから令和 6 年に千葉県の千葉県多様性尊重条例というのでできているということなんですけど、新たに船橋でその条例を作るとなった時、やはりその千葉県のそういうものを土台にしなきゃいけないのかなとか。それを基にしてやらなきゃなんないのかなっていうところが、ちょっと分からないんですけども、全く関係なくやれるのかということと、その内容がすごく難しいんじゃないかなっていうことを感じました。以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

県条例との関係について私もよく分からないなっていうところで、内容はもう本当にこれからなんだろうとは思いますが。

じゃあ山口委員もお聞かせいただければ。

〈山口委員〉

はい、私も色々な委員のお話を聞いていて、改めてまた考えなければいけないかなって感じたんですけども、教育もすごく変わってきているので、やっぱり条例って大事なのかなと思うのですが、慎重に扱わないとという懸念もされていて。

あってもいいかなっていうような私は感覚を持っています。

〈泉会長〉

ありがとうございます。

今までお聞きした中で言いますと、皆さん条例そのもの、条例に反対ですみたいなご意見はあまりなかったのかな。条例自体の一定の効果はまあ認められるけれども、というところで皆さんから色々ご意見いただいているので、ちょっと今日の段階でじゃあ委員会の意見こうしようっていうのはなかなか難しいのかなって気がしますので、条例についての一定の効果認めつつも、まあ例えば今日皆さんに出していただいた意見を、例えば事務局で見てもとめていただいて、また次回それをベースに継続審議みたいな形にせざるを得ないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

ご意見をお聞きして、また考えていくってことで、今日のところはとっておりますが…。はい、順に石野委員からお願いします。

〈石野委員〉

一度条例を作っちゃって、やっぱり必要ないねみたいになったら簡単にやめられるものなんですか。それとも、10年やったらあんまり意味なかったねとか、もうちょっとこうした方がよかったねってなっても、簡単に変えられないのか、ちょっとした変更すらもできないのか、そのあたりどうなんですか。

〈泉会長〉

そうですね。そこは私も気になっていたところで、おそらく最初にちょっと事務局から説明ありましたけれども、もちろん改正できるんですけど、実質的にはほとんど改正されないってことになると思います。今のお話からするとですね。

木下委員お願いします。

〈木下委員〉

今日の段階だと自分も条例がどんなものなのか理解してないんですけど、こんなですよっていうちょっとドラフトでもいただければ、こんなもんかみたいな評価ができるんですけど、手に全然取れないので、なんか評価のしようがないかなと。

千葉県の条例とか見ればいいんでしょうけど。次回繰り越しても、同じようにわかんないってなってしまいそうという意見です。

〈泉会長〉

黒田委員お願いします。

〈黒田委員〉

事務局にお尋ねしたいんですけども、この委員会で意見まとめたものがどうなるのかと

か、その先どうなるのかとか、その後の流れが分からないので、どう持っていくべきなのかちょっとよく分からないんですが、この辺りはここで意見まとめるって形のものなのか、この意見が出ましたということだけのものなのかっていうのを聞きたいんですけど。

〈泉会長〉

そしたら簡単に事務局からお願いしてもいいでしょうか。

〈事務局〉

ありがとうございます。すみません、説明が不足していたら申し訳なかったです。

市としては今フラットな状況です。今後、制定するかしないか、また制定する場合の内容、そういったところをどうすべきかを検討しています。

その検討のための大事な素材の一つと言ったらあれですけども、そのためにこの委員会のご意見をいただきたいと思っています。

この委員会のご意見がそのまま通るということでもないです。

この委員会のご意見を参考にするのと、他市の状況であったりと。

まあもちろん、市政でするので市長の判断もあると思います。そういったところも含めて決断を下すことにはなると思います。

〈文川委員〉

議会で通るか通らないかが一番大きい。いくら我々がここで言ったって議会議が却下ってなったら一緒だから、そこまで通せるかどうか、どうなんでしょうね。

〈泉会長〉

ちょっと私もどうまとめたらいいかっていうのが悩ましいところで、別に条例には反対ではないというのは、まあ見えてきたかなとは思んですけども、個々の方の意見をそれにつけるのか、あるいは慎重な判断を望むとするのか、私はちょっと安易に継続審議というふうに申し上げてしまったんですけど、ご意見自体はだいぶお聞きできたと思うので、どういう形で渡すのか、まあそこも任されてしまっているのかなっていう気がするので、その辺りどう出しましょうか、というのを、今日はもうお時間なので、次回考えて。

まあ、だから方向性は実はそんなに示されていないで、方向性ってどういう形で出してくださいとかっていうのは示されていないので、むしろ反対ではない一定の効果はあるのかもしれない。

ただし、皆さんからご意見が出ていますよとするのか、それをまとめて慎重審議をお願いしますとするのか。

まあでも声を届ける一つの機会でありますから、その出し方などを次回また相談させていただければという形でどうでしょうか。ちょっと悩むところですよ。

議事録など見てまた考えてみたいと思いますが、その辺りもご意見いただければと思います。

今日のところはそんな形で議題（5）は終わりとさせていただきます。

本日の議題はこちらで全て終了となります。最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

〈事務局〉

次回の推進委員会についてご連絡いたします。

第7回の推進委員会につきましては、令和8年7月17日金曜日の午後2時から、会場は市役所本庁舎第一会議室を予定しております。

内容としては、第4次男女共同参画計画令和7年度事業評価報告書について、第5次男女共同参画推進計画についてなどを予定しております。

事務局からの連絡事項は以上です。

〈泉会長〉

ありがとうございました。次回は7月17日となります。可能な限りまたご出席をお願いいたします。本日はお疲れ様でした。